

令和3年度 第3回舞鶴市人権教育・啓発推進計画審議会 会議録

日 時：令和3年11月5日（金）13時30分～14時30分

場 所：舞鶴市市場市民交流センター 集会室

出席者：委 員 池内委員、岡田委員、田中委員、谷村委員、福井委員、
藤田委員、薬師寺委員

事務局 藤崎市民文化環境部長、新井人権啓発・地域づくり室長、
山本人権啓発推進課長、嵯峨根人権啓発推進係長、山下

傍聴人：0人

会議内容

1. 開会

会長挨拶 これまでの2回の審議で計画案も詰まってきた。今日の審議で、案の完成を目指したい。

2. 議事 (1) 舞鶴市人権教育・啓発推進計画（案）について

事務局から、資料（計画案）について説明。

該当箇所	前回の審議を踏まえた修正等
第1章1 (5)	事務局の内部協議により、【基本理念】の文言を修正する。
第1章2 脚注	「ヘイトスピーチ解消法」及び「部落差別解消法」の説明について、委員からの意見を踏まえ、それぞれの法律の内容を簡潔に説明した文言に修正する。
第3章 同和問題	「部落差別の実態に係る調査」について、委員からの意見を踏まえ、文言を修正する。
第3章 障害者	「障害者」の表記は、現状のままとする。
第3章 外国人	【課題解決に向けた取組】について、委員からの意見を踏まえ、文言を修正する。
第3章 新型コロナ ウイルス感 染症	【課題解決に向けた取組】について、委員からの意見を踏まえ、文言を修正する。

第3章 H I V感染 者・エイズ 患者・ハン セン病患者 等	【現状と課題】について、委員からの意見を踏まえ、文言を修正する。
第5章 3 指導者の養 成	委員からの意見を踏まえ、文言を追加する。

(2) 意見交換等

基本理念について

《主な意見》

- 前回提示された文言は、少し硬かった。
- 今回提示された文言のほうが、わかりやすくよい。

同和問題（部落差別）について

《主な意見 なし》

「障害」の表記について

《主な意見》

- インターネットで「障害」を調べると、①邪魔・妨げ、②身体上の故障、と出てくる。「邪魔」のあとに「者」を入れると、「邪魔者」となるが、障害を②の意味でとってもらえたら、「害」を使ってもらっても大丈夫である。漢字にするか、ひらがなにするか、というのではなく、大事なのは「害」の捉え方である。
- 辞書やインターネットに①の意味が残っているということだけでなく、啓発の中で、こういったことをきっちり説明していくことが重要である。
- （上記のような意見を）注釈として入れることはできないか。
- 注釈に入れるのは難しいだろうが、会議録にきちんと残しておくべきと考える。
- 若い人は、障害者と接する機会が多く、身近にいる存在と思っているのではないかと感じている。若い人が、障害者に対して、特別な偏見を持っているように感じない。年配の人は、汚い言葉（差別

用語)を使う。今は昔に比べたら、「障害者」というきれいな言葉を使ってもらえるようになってきた。

- 身体障害者手帳は、「害」である。
- 法律で定義されたものは、それに合わせるほうがよいだろう。

新型コロナウイルス感染症について

《主な意見》

- 新型コロナウイルス感染症やワクチン接種に関連した誤解や偏見による差別について、実際に感染者に対する誹謗中傷といった問題を聞くことがある。
- 今後、経済の活性化により、いろいろな制限や排除が出てくる可能性があるため、この項目については、きちんと記載して啓発の中で示していくべきだ。
- 市のホームページでも、啓発をしている。

H I V感染者・エイズ患者・ハンセン病患者等について

《主な意見》

- ハンセン病は、「ハンセン病」と「ハンセン氏病」とどちらが主流か。主流のほうで表記したらよいのではないか。
- 「ハンセン氏病」という文言は、最近では見かけない。

(3) 答申について (今後の流れ)

- 答申については、会長と事務局で調整する。
- 市長への答申後、各委員との協議が必要になれば、事務局から連絡をし、意見を諮りたい。
- その後、パブリックコメントを実施する。
- パブリックコメント後、各委員との協議が必要になれば、事務局から連絡をし、意見を諮りたい。

3. その他

- 前回 (第2回) の会議録については、修正なしである。